**平成２２年（フ）第３４３号**
茨城県土浦市東並木町3329番地１　第二光洋ビル202、開始決定時の住所茨城県土浦市中貫1566番地３
破産者　檜掛　昭和
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２７２０号**
名古屋市東区砂田橋３丁目２番105―408号大幸東団地
破産者　木村　浩教
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９５６号**
名古屋市西区天塚町２丁目16番地　みそのマンション天塚103号
破産者　近藤　　博
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９９３号**
愛知県東海市富木島町山中80番地の１　４棟205号
破産者　石原　美雪
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３０１０号**
名古屋市名東区八前３丁目607番地　ボイジャーイダカ203号
破産者　柴本　文晴
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２３４号**
埼玉県川越市田町３番地８ウィンサムハイツ409号室、前住所埼玉県川越市大字小堤529番地５有限会社エスワイ特殊印刷内
破産者　山王　　博
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第７０１号**
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番３―514号、前住所埼玉県富士見市東みずほ台１丁目５番地７　ロイヤル21―305
破産者　磯田平三郎
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第７４９号**
埼玉県飯能市大字青木75番地７　飯能テラスハウス３Ｃ
破産者　盛岡　吉彦
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第８８５号**
埼玉県所沢市並木８丁目７番地２―503
破産者　大竹千恵子
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２０９６号**
横浜市都筑区南山田３―５―19　小泉テラスＤ―２、住民票上の住所横浜市旭区上白根３丁目１番22号
破産者　柴田　　稔
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３３６８号**
横浜市中区松影町４丁目14番地12　新栄館１Ｆ12号室
破産者　高橋　良雄
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第５１６号**
神奈川県厚木市下荻野1449番地４　コーポ萩原204、前住所神奈川県厚木市飯山888番地１厚木国際飯山レジデンスＣ―205
破産者　長屋知佐子
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第５８号**
京都府京丹後市大宮町善王寺625番地の16、開始決定時の住所京都府京丹後市網野町網野327番地の３
破産者　松下　幸弘
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２１年（フ）第５９号**
京都府京都市右京区梅津南広町81番地１　梅津グランドハイツ301号室、開始決定時の住所京都府京丹後市網野町網野303番地の１
破産者　松下　慶信
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２２年（フ）第１２７９号**
神戸市灘区篠原北町３丁目３番７号シノハラマンション501号
破産者　月岡　清市
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３３４号**
北海道恵庭市恵み野北６丁目６番２
破産者　恵田　雅明
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４５１号**
北海道旭川市末広３条８丁目４番８号
破産者　一色　良晃
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４５２号**
北海道旭川市末広３条８丁目４番８号
破産者　一色さおり
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部